

福井県アンテナショップ

ふくい食の国291

運営業務委託

運営業務仕様書

令和8年8月

福井県

目 次

1 趣旨	1
2 目的	1
3 方針	1
4 基本条件	2
5 運営業務の内容	4
6 企画提案を求める内容	9

別紙 1	ふくい食の國291 平面図
別紙 2	ふくい食の國291 ロゴ
別紙 3	県産品の定義
別紙 4	保守管理に関する概要
別紙 5	現受託者が開催・参加する会議
別紙 6	店舗管理運営業務の引継ぎについて

1 趣旨

本仕様書は、「福井県アンテナショップ ふくい食の國 291 運営業務委託 公募要領」（以下「公募要領」という。）に記載する業務について、企画提案に必要な内容を定めるものである。

2 目的

本県は、「ふくい食の國 291」（以下「銀座拠点」という。）と「ふくい南青山 291」（以下「南青山拠点」という。）の2館体制で首都圏における県内中小企業の事業活動支援、県産品の販路開拓支援、県の情報発信を行ってきたところである。

リニューアルから5年目を迎える令和9年度以降については、事業運営の効率化や販路開拓・首都圏でのビジネス支援の機能をさらに強化する方針である。

3 方針

銀座拠点のコンセプトおよび運営する現在の建物（1階・地下1階）、ロゴについては引き続き使用すること（別紙2「ふくい食の國 291 ロゴ」参照）。本拠点は、単なる物販施設や飲食施設ではなく、県産品の販路開拓、県内事業者の首都圏展開支援および本県の魅力発信を行う総合拠点とする。

県が重視するのは、県産品の認知度向上および販路拡大ならびに県内事業者の事業成長につながる取り組みである。それらを実現するための独自性、実効性および継続性を重視して提案すること。

① 位置づけ

販売拠点に加え“販路開拓”“県内事業者支援”までを担う総合拠点

県産品の魅力発信と販売を通じて、福井県への関心を高めるとともに、首都圏のバイヤーや流通事業者とのネットワークを活用し、県内事業者の商品開発や販路開拓を支援する総合拠点とする。

② 拠点のコンセプト

ターゲット	・地方の文化・食・ものづくりへの関心が高い首都圏の個人 ・新たな商品を求める首都圏企業・バイヤー
機能	・県産品ショップ（食品（酒類・生鮮品を含む。）・生活雑貨（クラフト）・工芸品等の県産品を販売） ・観光移住情報コーナー（観光・移住情報の発信および相談対応） ・イートインスペース（福井らしいメニューを調理のうえで提供） ・イベントスペース（本県の魅力・文化を発信するイベントや物販と連動したイベントを実施）
展開イメージ	・県産品や福井県の魅力に触れる機会を提供するとともに、魅力的な商品や情報の発信を通じて福井県の関心の醸成および認知度向上 ・エリア特性やターゲット層のニーズを踏まえた県産食品、工芸品・生

	活雑貨を展開 ・外販や企業・バイヤー等への営業活動を実施し、販路開拓や県内事業者支援までを担う総合拠点 ・観光・移住情報コーナーにおける相談しやすい環境の整備。移住・定住促進および関係人口の創出・拡大につながる情報発信
--	---

4 基本条件

(1) 拠点の名称、営業日、営業時間

① 名 称

ふくい食の国291

※店舗の名称（ふくい食の国291）およびロゴについては変更しないこと。

ただし、飲食店などの名称については、コンセプトに合った店舗名を提案すること

② 営業日および営業時間

下記の営業日および営業時間を原則とし、これ以外の設定とする場合は、銀座拠点の各機能に相応しい営業日および営業時間を提案すること。ただし、建物所有者との協議が必要な場合がある。

営業日：年末年始（12月31日～1月3日）を除き年中無休

営業時間：ショップ 10時30分～19時

イートイン 11時～21時

③ 体制

ア イベント等の開催により営業時間の延長が必要な場合は臨機応変に対応し、スタッフをイベント終了まで常駐させること。

イ 責任者もしくは副責任者は、緊急事態が発生した場合に、速やかに現地対応が可能な体制を確保すること。

(2) 人員配置

- ① 本社（コンソーシアムの場合は代表事業者の本社）内にプロジェクト全体を統括する事務局を設置し、県との調整窓口となる担当者を配置すること。
- ② 拠点に専任の業務責任者および副責任者を配置すること。
- ③ 県産品の販売や販路開拓支援、来館者対応、事業者への情報提供、受付業務、利用事業者へのサービス提供業務のため、適切な人数のスタッフを配置すること
- ④ 飲食スペースには、接客業務や調理業務のため、適切な人数のスタッフを配置すること。なお、酒類販売責任者、食品衛生責任者および防火管理者等の必要な資格を取得している者を配置すること。
- ⑤ 労務時間等については、労働関係法令を遵守すること。
- ⑥ 配置する人員のうち少なくとも1名は、食品表示法その他食品表示に関する法令・制度について十分な知識を有する者とし、店舗で取り扱う商品は、適正な食品表示が確保される体制を整備すること。なお、当該人員については、食品表示に関する資格を有する者またこれと同等以上の知識もしくは実務経験を有する者であること。

- ⑦ 配置する人員に対し、本県の歴史・文化・観光等の知識および県産品に関する知識を習得するための研修を計画的に実施すること。なお、本県の歴史・文化・観光・県産品に関する知識を有する者、または必要な研修を受講した者の配置に努めること。

(3) 現受託者からの引継ぎ

銀座拠点の棚卸を現受託者と共同で行うこと。

原則として、現受託者が委託販売している商品については、引き続き、新受託者がその責任において委託販売を行うこと。また、現受託者が買取販売している商品については、令和9年3月末の現受託者業務終了時点での在庫を新受託者が買い取ることとし、その結果を県に報告すること。

また、南青山拠点の新受託者が令和9年度以降物販機能を持たない場合は、双方協議の上、南青山拠点の商品についても上記と同様の扱いとすること。

その他、店舗管理運営業務に必要な事項について、現受託者との間で適切な引継ぎを行うこと。(別紙6「店舗管理運営業務の引継ぎについて」参照)

(4) 経費負担

運営業務に係る経費負担は次のとおりとする。なお、詳細については提案内容を受けて、受託候補者と別途協議する。

県は運営に必要な備品・設備の設置を保証するものではない。受託者は現地確認および県が開示する資料等を踏まえ、自らの提案内容の実現に必要な備品・設備について整備すること。

① 県が負担する経費

ア 県が契約した建物賃借料(敷金・共益費を含む。)

イ 運営開始後に発生する施設や設備の修繕のうち、県が必要と認める大規模なものに係る費用

② 委託費の対象となる経費

ア 拠点の機能を高めるために必要かつ県が公益性を認める経費

※拠点の運営経費は原則対象外

イ 令和9年度に限り軽微なりニューアルに係る経費(公募要領参照)

③ 委託費の対象外となる経費

ア 現受託者からの引継ぎに要する経費

イ 県が整備する備品以外に運営に必要なデスク、テーブル、椅子、複合機、厨房機器、厨房設備、商品棚、商品ケース等の備品・什器類の整備費用(購入またはリース等の整備方法は問わない。)なお、令和9年度に限り軽微なりニューアルに係る経費は委託費の対象とする。

ウ 以下を例示とする運営経費

・人件費(採用経費、研修経費を含む。)

- ・仕入代金（配送費を含む。）および仕入に伴う諸経費
- ・POSシステムの導入および運用費用
- ・クレジット・ギフト券手数料および電子マネー手数料
- ・運営対象スペースの光熱水費
- ・包装紙や管球等の消耗品費
- ・受託者が企画・運営するイベントの実施に係る経費
- ・受託者が実施するPR・広報に係る経費
- ・ウェブサイト管理に要する経費（サーバー管理費等を含む。）
- ・清掃費、廃棄物処理費、殺虫殺鼠費、食品衛生管理費
- ・防犯関係費
- ・県が契約した建物以外の場所に、受託者が独自に設置する倉庫、事務所等の建物賃借料
- ・業務を実施するための旅費
- ・その他、拠点の管理運営に係る経費

エ 運営開始後における施設や設備の維持、点検、修繕（県が必要と認めて実施する大規模修繕を除く。）に係る経費

（５）その他留意事項

ア 管理運営に当たっては、それぞれの建物の所有者（土志田株式会社）、福井県および受託者の３者で協議が必要になる場合がある。

イ 受託者は、県、市町、関係団体、県内事業者等と連携し、フェアや試食会、商談会、観光PRイベントその他本施設の目的に資する事業の実施に協力すること。また、県からこれらの事業に関する協力または調整の依頼があった場合は、施設運営に支障のない範囲で誠実に対応すること。

５ 運営業務の内容

（１）県産品ショップ機能の運営業務

- ① 県内企業、産地組合から商品を選定・仕入し、店内において展示・販売すること。取扱商品は、原則として県産品のみとし、一部については県が提案する商品を販売すること。（別紙３「県産品の定義」参照）
- ② 来館者に対し、県産品の製造過程や歴史・文化、魅力、調理方法等に関する説明を行い、県産品の認知向上および福井県への関心・理解の促進を図ること。
- ③ 首都圏で定常的な取り扱いのない事業者の商品を選定し、店頭で一定期間販売する取組を展開すること
- ④ 首都圏への販路拡大を希望する事業者の商品を、一定期間（概ね１週間以上）テスト販売できる仕組みを提案・実施すること。
- ⑤ テスト販売を行った商品に対してフィードバックを行う体制と仕組みを構築すること。
- ⑥ 什器や映像機器、POP広告等を用いて、取扱商品の背景（産地や作り手の「こだわ

り」など）が伝わるよう商品陳列、ディスプレイ、商品紹介を行うことにより、県産品の販売促進と知名度向上を図ること。

- ⑦ ECサイトにより取扱商品を販売すること。
- ⑧ 他県アンテナショップとの連携事業を企画・運営すること。
- ⑨ 運営に必要な設備・備品・ネットワーク等を整備すること。（購入・リース等、整備方法は問わない。）
- ⑩ 設備・備品・ネットワーク等の保守管理を行い、故障・不具合時には速やかに復旧対応および代替手段の確保等を行い、必要に応じて県へ報告すること。
- ⑪ 施設の安全・衛生管理（清掃、備品点検、感染症等に配慮した衛生対策、利用上の注意喚起）を実施し、快適な利用環境を維持すること。
- ⑫ 利用実績の把握・分析を行い、月次定期報告として県へ提出すること。（例：来館者数、購入者数、売上額、客単価、取扱商品数、テスト販売実施件数 等）

（２）イートインスペースの運営業務

- ① おろし蕎麦やソースかつ丼等の福井らしいメニューを提供し、本県の食の魅力や食文化を発信すること。
- ② 県産食材を積極的に活用するとともに、食材の特徴や生産者のこだわり、地域の食文化などが来館者に伝わるよう工夫し、本県の食への理解と関心の向上を図ること。
- ③ 県産の食器、工芸品、装飾等を活用するなど、食のみならず本県の文化やものづくりの魅力についても総合的に発信すること。
- ④ 季節ごとの旬の県産食材や地域性を活かした期間限定メニュー、企画メニュー等を定期的に提供し、継続的な来店促進と新たな県産品の魅力発信を図ること。
- ⑤ イートインスペースを通じて得られた利用者の意見等を分析し、県産品の販路開拓や商品改良、新商品開発等に活用できるよう県内事業者にはフィードバックすること。

（３）イベントスペースの運営業務

- ① 本県の魅力・文化を発信するイベント、体験するイベント、物販と連動したイベント等を年間通じ定期的に企画・運営し、年間を通じた集客を図ること。
- ② 受託者以外（県、県内市町、観光連盟等の公共・公益的団体、県産品を製造または販売する県内事業者、本県の観光・文化等の情報発信を行う事業者を想定）がイベントを主催する場合の受付・審査・調整、会場設営・撤収の補助等および利用料金等の徴収を行うこと。
- ③ イベント（受託者以外が主催するイベントを含む。）のPRを積極的に行うこと。
- ④ イベント等の実施に当たり、参加者募集、受付、当日運営、実施後のフォローアップ（アンケート回収、成果整理）を行い、継続的なビジネス支援や交流の活性化に繋げること。

（４）県産品の販路開拓・販路拡大支援に関する業務

- ① 首都圏の販売店（スーパー、百貨店、ホテル等）のバイヤーに対し、商品を紹介し、

福井県産品が定常的または定期的に販売される為の取組を提案、実施すること。

- ② 取扱商品について、首都圏百貨店、商業施設、企業、団体等での出張販売（外販）を積極的に行うこと。
- ③ バイヤーやメーカーに対する商品紹介を通して得られた意見や知見を県内企業にフィードバックし、販路開拓や商品のブラッシュアップにつながる情報を提供すること。
- ④ 仕入れる商品については、販売開始前に食品表示の内容を確認するとともに、必要に応じて商品の供給者に対し、食品表示法その他関係法令に基づく表示内容の確認および改善に関する助言を行うこと。また、当該確認および助言の実施状況を適切に記録し、県から求めがあった場合は報告すること。

（５）観光移住情報コーナーの運営業務

- ① 店内にデジタルサイネージやパンフレット等を設置し、県の施策に連動した観光・移住情報の発信を行うこと。
- ② 来館者からの観光・移住に関する相談への対応をすること。なお、移住に関する具体的な相談については、県が運営する「福井暮らしはたらくサポートセンター東京オフィス」（有楽町交通会館内）へ誘導するとともに、質問・相談内容を当オフィスに連絡すること。

（６）情報発信および拠点の利用促進に関する業務

- ① ＳＮＳなどを活用して適切なコンテンツを作成し、定期的に発信を行うこと。
- ② デジタルマーケティング、ターゲットに合わせた広告配信、ＳＥＯ対策など、ターゲットに合わせた情報発信を行い、会員の増加を図る取組を提案、実施すること。
- ③ 会員や施設利用者が施設の取組を把握できるよう、ＷＥＢのみならず紙媒体や対面での情報発信を行うこと。
- ④ ホームページの運用・保守を行うこと。なお、既存のホームページを活用しない場合は、受託者の負担により新たに制作すること。
- ⑤ 拠点の利用促進のためのパンフレットを新規作成および更新すること。
- ⑥ 福井県に関する主要新聞、地域情報誌等を購入し、利用者が気軽に閲覧することができるようにすること。

（７）施設・設備の保守管理業務

- ① 施設・設備について、適切な保守管理を行うこと。（別紙４「保守管理に関する概要」参照）
- ② 施設・設備の保守管理に関する現在の契約書関係および備品一覧は応募登録者に閲覧方式で開示する。
- ③ 現受託者が結んでいる契約を引き継がなければならない場合があることに留意すること。
- ④ 不測の災害事故等に備え、必要な火災保険契約および各種損害保険契約を締結すること。

と。

- ⑤ 利用事業者等から施設・設備の利用料を徴収し、県に納付すること。納付金については公募要領に記載のとおり。
- ⑥ 利用料金等の収納に関し、収納方法・返金・キャンセル規定、領収書発行等の手続きを整備し、適正に処理すること。
- ⑦ 個人情報保護および情報セキュリティに関し、利用規約・運用手順を整備し、適切に管理すること。（利用者情報の取り扱い、アクセス権限管理、端末・ネットワークの安全管理、ログ管理 等）
- ⑧ インシデント発生時の連絡、初動対応、再発防止の手順を定め、速やかに県へ報告すること。
- ⑨ 運営体制（配置人員、対応時間、緊急連絡体制 等）を明確化し、利用者が円滑に利用できる運営体制を確保すること。また運営体制については県に毎月報告すること。
- ⑩ その他、施設の利用に関して必要な事務を行うこと。
- ⑪ 関係法令・条例・施設ルール等を遵守し、必要な許認可・届出が求められる場合には適切に対応すること（飲食提供を行う場合を含む。）
- ⑫ 問い合わせ対応（電話・メール等）、苦情・要望対応の窓口を設置し、対応記録を作成・保管するとともに、必要に応じて県へ報告すること。

（８）店舗管理業務

- ① 商品販売に係る金銭の収受・管理・レジ処理、商品の検品・入替え・在庫管理等を行うこと。
- ② 店舗で取り扱う商品は適切な管理を行い、定期的に棚卸を実施すること。また帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量との差異を把握し、当該差異に係る金額を算出するとともに、その発生原因を分析すること。棚卸差異の発生状況および金額について、定期的に県へ報告するとともに、必要に応じて、その原因に応じた改善策を講じること。
- ③ POSシステムを導入し、商品の売上等の情報を管理すること。
- ④ 既存のメンバーズカード制度を引き継ぐ、もしくは新たな制度を設け、顧客情報の管理および顧客サービスを行うこと。
- ⑤ クレジットカードや交通系 IC 等の主要な電子マネーおよび主要な QR コードによる決済（外国人向けのサービスを含む。）に対応すること。
- ⑥ 月次ごとに来館者数（センサーを設置し集計すること。）、売上額、購入者数など県が求めるデータを集計のうえ報告すること。
- ⑦ その他、外国人観光客への対応、感染症対策など必要な店舗管理を行うこと。

（９）事業推進体制

① 数値目標の設定

事業目的の達成を測るため、数値目標を年度ごとに設定し、月次定期報告で達成状況を整理の上、県に報告すること。

令和 9 年度以降の数値目標については、以下項目を設定すること。

- 売上額（店舗売上額・外販等店外売上額を分けて設定）
- 来館者数
- 首都圏バイヤー等への売込みによる商談成立件数
- 首都圏店舗での新たな販売実績額
- 新たな人気商品創出数
 - ※テスト販売を経て新たに販売を開始し、継続的な販売実績を上げた商品
- 新商品取扱数
- 品揃え数
- テスト販売事業者数
- 外販実施回数
- 商談会・試食会等実施回数

提案者は上記のほか、本事業の目的達成に有効と考える独自の数値目標を提案することができる。

② 県や県内事業者等への事業報告等

- ア 「４ 基本条件」および「５ 運営業務の内容」で示した県に報告する案件や利用状況、事業実施状況等を月次報告書にまとめ、翌月の１０日までに県に提出すること。
- イ イベント等については、開催前月の１５日までに実施計画書を県に報告すること。
- ウ 月例会（月１回）を主催し、月次報告書に基づき県に報告すること。また翌月の事業計画についても県に協議を行い、２５日までに事業計画書を県に提出すること。
- エ 県との事業推進のための意見交換や拠点の利用促進に向けた県内事業者への活動報告・成果報告等の実施について効果的な手法および実施頻度を提案すること。

（別紙５「現受託者が開催・参加する会議等」参照）

6 企画提案を求める内容

「3 方針」、「4 基本条件」および「5 運営業務の内容」を踏まえ、以下の項目について具体的提案を行うこと。

(1) 運営業務の提案

企画提案項目	提案内容
①拠点全体	(a)「3 方針」に基づいた施策 (b)店舗レイアウトのイメージ図 (c)立地や建物の特徴を活かした本県のPR方策 (d)ホームページやSNS等を活用した効果的なPR手法 (e)スタッフの役割や業務の内容 (f)ふくい南青山291との連携策
②県産品ショップ	(a)県産品ショップ機能の位置づけ、役割等の考え方 (b)取扱商品の選定方針 (c)取扱商品の魅力や産地・作り手のこだわり等が伝わる効果的な展示方法 (d)店内フェア等の具体的集客方策 (e)埋もれた魅力ある県産品等の発掘手法（水ようかん等すでに認知度のある商品だけでなく、潜在的にブレイクする可能性がある商品をいかに発掘し、改良し、販売するかの提案を期待） (f)一定期間テスト販売できる仕組みの提案 (g)首都圏流通業者等への効果的な県産品売込み方策 (h)店舗外のバイヤーに対し、福井県産品が定常的または定期的に販売されるための提案 (i)県内企業への効果的な情報フィードバック方策
③観光移住情報コーナー	(a)観光移住情報コーナーの銀座拠点における位置づけ、役割等の考え方 (b)観光移住情報の効果的な発信方策（ハード・ソフト両面） (c)来館者からの観光相談への対応方針 (d)来館者からの移住相談への対応方針
④イートインスペース	(a)イートインスペースの銀座拠点における位置づけ、役割等の考え方 (b)提供するメニューの方針・具体例・価格設定 (c)提供するメニュー以外での本県の魅力発信方策
⑤イベントスペース	(a)イベントスペースの銀座拠点における位置づけ、役割等の考え方 (b)本県の魅力・文化等を発信するイベント等 (c)県内関係団体や県内企業等の本県関係者が使用する場合は受付・審査・調整等の運営方法・利用料金等の考え方 (d)イベントが実施されていない期間の有効なスペース活用策（デッドスペースとならないための対応策）

(2) 業務遂行体制の提案

企画提案項目	提案内容
①プロジェクトの遂行体制	業務全体を統括する本社事務局の体制および担当者の人選・配置
②拠点の体制	(a) 4 (1) ②に示す営業日および営業時間を基本とするが、より効果的な提案がある場合は提案すること (b) 拠点の責任者・副責任者等の人選・配置 (c) 県産品の販売や販路開拓支援、来館者対応、事業者への情報提供、受付業務、利用事業者へのサービス提供などの業務を遂行するための適正なスタッフの配置計画 (d) スタッフの研修計画
③数値目標の設定	年度ごとに数値目標を設定すること。5 (9) ①のほか、有効な項目があれば数値目標を提案すること。
④県や県内事業者への事業報告や情報共有	(a) 県との事業推進のための意見交換や拠点の利用促進に向けた県内事業者への活動報告・成果報告等の実施について効果的な手法および実施頻度

(3) 経済性の提案

企画提案項目	提案内容
①運営委託料	(a) 年度ごとの受託希望金額（提案する場合のみ） (b) 金額の明細（経費の積算）、妥当性等 ※ イベント運営、販路開拓、県内事業者支援業務等について有償の提案をする場合は、その業務について公益性が高く県が負担すべきと考える理由および金額の妥当性を説明すること。
②収支計画	(a) 年度別収支計画とその考え方（積算根拠等） (b) 納付金の見込額とその考え方（算出方法）